

厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例（案）に対する意見募集の結果について

厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例（案）について、町民の皆さんのご意見を募集させていただいたところ貴重なご意見をいただきましたので、その意見に対する厚真町の考え方を公表します。

1 意見募集の実施概要

| | |
|------------|--|
| 実施期間 | 令和2年5月7日（金）から令和2年6月5日（金）まで（30日間） |
| 資料の入手方法・場所 | （1）町ホームページ（電子データのダウンロード） （2）役場まちづくり推進課都市計画グループ（書面の縦覧） |

2 ご意見の概要及び厚真町の考え方

| 項目 | ご意見概要 | ご意見に対する町の考え方 |
|------------------------|--|--|
| 条例（案）の趣旨について | 今回の条例（案）は、住宅地への商用太陽光発電施設の設置について制限や条件を課すことを主眼としているとのことですが、宅地環境の悪化や電波ノイズ源になり得ることから、制限は必要なことと思えます。 | 本町は太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでいますが、利用促進には地域との共生が重要であると考えています。 本条例（案）は、地域との共生のなか再生可能エネルギーの推進を図るため一定の制限と手続きを定めるものです。 |
| | 既に住宅地以外の山林や原野等で太陽光発電施設が造られています。長期にわたって地形や植生を改変することから、設置の認定には十分な配慮が必要であると考えます。大規模な景観の破壊や風雨などによる土砂の流出や砂ぼこりによる交通障害（安平町で発生したように）が懸念されます。他例では景観を損なわないような防柵の設置や防風林、生垣の設置があるとのこと。 「豊かな自然に囲まれた環境」をより推進する厚真町行政に期待します。 | 中小規模の太陽光発電施設は、設置に対し地元役場への協議、届出等の義務や制度がないため、実態を把握することは困難でした。 条例（案）では、近隣住民への事前説明、設置計画の事前協議を義務化しており、今後、懸念される各種事案は、条例（案）に基づく指導等により改善されるものと考えています。 |
| 第9条第2項第5号 太陽光発電施設の維 | 廃止後の撤去、地形、自然環境の復元についての方向性を言及した方 | 廃止後の撤去及び処分は、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライ |

| | | |
|----------------------------------|------------------|---|
| <p>持管理計画（廃止後において行う措置を含む）について</p> | <p>がよいと考えます。</p> | <p>ン」（太陽光発電）の規定に基づき、適正な撤去・処分を実施するよう指導を行います。</p> <p>適正に撤去された後の土地及び自然環境の復元については、太陽光発電施設は一般的な土地利用の一つであるため、太陽光発電施設の跡地を理由に復元の義務化や方向性を示すことはできないものと考えています。</p> |
|----------------------------------|------------------|---|